

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月25日
【四半期会計期間】	第107期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 川 瀬 和 也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目14番7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 田 畑 利 文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区日本橋1丁目14番7号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号) (注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、 投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成25年度 中間連結 会計期間	平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成25年度	平成26年度
		(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,830	20,080	19,553	42,544	39,873
連結経常利益	百万円	4,430	4,035	3,138	6,886	7,380
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,549	2,405	1,953	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	4,494	4,149
連結中間包括利益	百万円	1,357	6,515	△3,113	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	2,265	15,387
連結純資産額	百万円	100,107	105,585	110,076	100,628	114,466
連結総資産額	百万円	1,915,543	1,946,925	1,973,998	1,916,088	1,962,848
1株当たり純資産額	円	369.47	396.63	419.03	369.40	441.98
1株当たり中間純利益 金額	円	19.58	13.26	10.76	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	22.54	20.70
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	9.76	6.21	5.28	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	12.24	10.87
自己資本比率	%	5.06	5.23	5.37	5.08	5.63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,638	19,203	16,579	23,725	6,887
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,304	△17,540	5,376	△2,113	△2,976
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,422	△1,233	△2,312	5,043	△1,235
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	86,574	82,138	104,023	81,707	84,381
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,580 [570]	1,562 [594]	1,557 [627]	1,529 [576]	1,511 [603]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を当中間連結会計期間から適用し、「連結中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益	百万円	20,292	17,549	16,839	37,237	34,632
経常利益	百万円	3,953	3,908	2,839	6,205	6,894
中間純利益	百万円	3,508	2,479	1,924	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,446	4,198
資本金	百万円	37,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000
純資産額	百万円	96,868	102,224	106,148	97,700	110,698
総資産額	百万円	1,906,170	1,936,655	1,962,421	1,905,808	1,951,610
預金残高	百万円	1,761,859	1,777,381	1,784,560	1,753,206	1,781,918
貸出金残高	百万円	1,176,296	1,205,919	1,228,634	1,189,882	1,223,513
有価証券残高	百万円	567,103	613,192	595,454	588,093	607,625
1株当たり配当額	円	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 5.00 A種優先株式 6.80	普通株式 5.00 A種優先株式 6.60
自己資本比率	%	5.07	5.27	5.40	5.12	5.66
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,481 [496]	1,463 [525]	1,459 [563]	1,431 [504]	1,413 [533]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における国内経済は、後半にかけて外需で減速がみられましたが、原油安や消費の回復を追い風に、内需は底堅く推移し景気は緩やかな回復を続けました。

当行の主たる営業基盤である三重県内につきましては、鋳工業生産は概ね横ばいで推移しましたが、後半一部に弱い動きもみられました。一方、雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど改善しました。

このような経営環境のもと、株主ならびに取引先の皆様方のご支援のもと、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

連結財政状態につきましては、資産の部合計は1兆9,739億円、負債の部合計は1兆8,639億円、純資産の部合計は1,100億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金は、前連結会計年度末比26億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆7,791億円となりました。貸出金は、前連結会計年度末比47億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆2,252億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比121億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は、5,958億円となりました。

当第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の連結経営成績につきましては、経常収益は、前第2四半期連結累計期間比5億27百万円減少し195億53百万円となりました。一方、経常費用は、前第2四半期連結累計期間比3億69百万円増加し、164億14百万円となりました。その結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比8億97百万円減少し31億38百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前第2四半期連結累計期間比4億52百万円減少し19億53百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業において経常収益が前第2四半期連結累計期間比7億10百万円減少し168億39百万円、セグメント利益が10億69百万円減少し28億39百万円となりました。リース業において経常収益は前第2四半期連結累計期間比61百万円増加し27億24百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比39百万円減少し1億40百万円となりました。また、その他において経常収益は25百万円減少し7億96百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比87百万円増加し1億63百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間に比べ国内業務部門の資金運用収支が4億81百万円、国際業務部門の資金運用収支が46百万円それぞれ減少したことから、合計で前第2四半期連結累計期間比5億27百万円減少して116億51百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比3億3百万円増加し、23億47百万円となり、その他業務収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比4億2百万円減少し、3億81百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	11,410	768	—	12,178
	当第2四半期連結累計期間	10,929	722	—	11,651
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	12,604	851	△72	13,383
	当第2四半期連結累計期間	12,119	820	△92	12,847
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,194	82	△72	1,205
	当第2四半期連結累計期間	1,190	97	△92	1,195
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,031	12	—	2,044
	当第2四半期連結累計期間	2,334	13	—	2,347
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,046	18	—	3,064
	当第2四半期連結累計期間	3,378	19	—	3,398
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,014	5	—	1,020
	当第2四半期連結累計期間	1,044	6	—	1,050
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	366	416	—	783
	当第2四半期連結累計期間	346	34	—	381
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	366	419	—	786
	当第2四半期連結累計期間	347	64	—	412
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	—	3	—	3
	当第2四半期連結累計期間	1	29	—	30

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門においては前第2四半期連結累計期間比3億32百万円増加し33億78百万円、国際業務部門においては1百万円増加し19百万円、合計では前第2四半期連結累計期間比3億34百万円増加し33億98百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門・国際業務部門合計で前第2四半期連結累計期間比30百万円増加し10億50百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,046	18	—	3,064
	当第2四半期連結累計期間	3,378	19	—	3,398
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	808	—	—	808
	当第2四半期連結累計期間	911	—	—	911
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	587	17	—	604
	当第2四半期連結累計期間	581	17	—	599
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	402	—	—	402
	当第2四半期連結累計期間	538	—	—	538
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	820	—	—	820
	当第2四半期連結累計期間	911	—	—	911
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	101	—	—	101
	当第2四半期連結累計期間	101	—	—	101
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	325	1	—	326
	当第2四半期連結累計期間	333	1	—	335
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,014	5	—	1,020
	当第2四半期連結累計期間	1,044	6	—	1,050
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	117	5	—	122
	当第2四半期連結累計期間	115	6	—	121

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
2. 国内、国際業務部門における相殺消去額はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,761,475	10,784	1,772,260
	当第2四半期連結会計期間	1,771,596	7,522	1,779,118
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	700,440	—	700,440
	当第2四半期連結会計期間	711,478	—	711,478
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,053,795	—	1,053,795
	当第2四半期連結会計期間	1,053,450	—	1,053,450
うちその他	前第2四半期連結会計期間	7,239	10,784	18,024
	当第2四半期連結会計期間	6,667	7,522	14,189
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,761,475	10,784	1,772,260
	当第2四半期連結会計期間	1,771,596	7,522	1,779,118

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,202,245	100.00	1,225,217	100.00
製造業	138,878	11.55	139,605	11.39
農業、林業	3,331	0.28	3,329	0.27
漁業	2,220	0.18	2,134	0.17
鉱業、採石業、砂利採取業	149	0.01	128	0.01
建設業	70,343	5.85	66,515	5.43
電気・ガス・熱供給・水道業	16,981	1.41	21,323	1.74
情報通信業	8,114	0.68	8,754	0.71
運輸業、郵便業	43,209	3.59	41,670	3.40
卸売業、小売業	110,644	9.20	108,044	8.82
金融業、保険業	91,840	7.64	89,281	7.29
不動産業、物品賃貸業	179,354	14.92	196,493	16.04
各種サービス業	119,698	9.96	124,675	10.18
地方公共団体	91,553	7.62	91,845	7.50
その他	325,926	27.11	331,417	27.05
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,202,245	—	1,225,217	—

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金増加などにより165億79百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比26億24百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が取得による支出を上回ったことなどから、53億76百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比229億16百万円の増加となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払などにより23億12百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比10億79百万円の減少となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比196億42百万円増加、前第2四半期連結会計期間末比218億85百万円増加して1,040億23百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

国内経済は、一部に弱さもみられますが、緩やかな回復基調が続いており、今後の景気については、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな回復に向かうことが期待されます。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクに留意する必要があります。

一方、日銀の金融緩和政策により、長期金利は低位で推移していることに加え、金融機関間の競争がますます激化していることから、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、当行では、平成27年度より「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ!”～お客様とともに～飛躍のステージver.2」をスタートさせております。この計画では、収益力の強化を最大のテーマと位置つけた上で、ビジョンとして「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」を掲げ、当行の有する店舗ネットワーク、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、あらゆるネットワークを各地域の商流に活用することにより、地域の皆様の成長・発展をサポートし、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

具体的には、8つの地区営業部体制のもと、地域特性に応じたきめ細かい営業戦略を策定・推進するとともに、様々なライフステージにある中小規模事業者等の皆様の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）したうえで、これらを踏まえたソリューション営業の推進など、コンサルティング機能を最大限発揮することにより、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図ってまいります。

加えて、企業ニーズ等の収集・蓄積を通じて、当行のネットワークに流れる情報の質と量の向上を図ることで、お客様の販路拡大など、本業支援に係る取組みを強化し、地域社会全体の成長・発展に貢献してまいります。

また、地域の個人のお客様に対しては、営業チャネルやサービス内容をさらに拡充し、多様化する様々なニーズに的確に対応してまいります。

このほか、4月に創設した「まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト」を中心とした積極的な活動を通じ、地方自治体などと連携を図りながら、地方創生の取組みに積極的に参画することで、地域の活性化に貢献できるよう努めてまいります。

今後も、役職員一同総力を結集し、全員営業の実践や業務プロセス改革の推進、渉外体制の見直しによる営業力強化等により、「新世紀第2次中期経営計画」のビジョンである「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」の着実な実現を図っていく所存です。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.83
2. 連結における自己資本の額	1,020
3. リスク・アセットの額	10,377
4. 連結総所要自己資本額	415

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	9.59
2. 単体における自己資本の額	981
3. リスク・アセットの額	10,229
4. 単体総所要自己資本額	409

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成26年9月30日	平成27年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40	42
危険債権	184	174
要管理債権	17	12
正常債権	11,930	12,154

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
A種優先株式 (注) 1	60,000,000	同左	非上場	(注) 2, 3, 4
計	244,358,000	同左	—	—

(注) 1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注) 4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3. A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注) 4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

②取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）

（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月24日
新株予約権の数	1,877個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	187,700株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年8月11日～平成57年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 189円 資本組入額は、会計計算規則17条第1項の規定に従い算出される基本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年9月30日	—	244,358	—	37,461	—	15,000

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	平成27年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,561	8.41
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,925	4.47
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,759	3.17
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	2.60
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.04
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	1.53
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.06
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.02
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,289	0.93
計	—	121,755	49.82

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 20,561千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,925千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 2,289千株

2. 当行は、自己株式2,901千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.18%であります。

3. 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)から、平成27年10月13日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成27年10月5日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	2.25
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	20,451	7.23
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	2,079	0.73
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Bracken House, One Friday Street, London, EC4M 9JA, United Kingdom	18,446	6.52

(注) みずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル(Mizuho International plc)の保有株券等の数には、新株予約権付社債券の所有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

②所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	平成27年9月30日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,561	11.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,925	6.04
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,759	4.29
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	3.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.76
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,289	1.26
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	1,869	1.03
計	—	63,622	35.20

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,561個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,925個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,289個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有していません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成27年9月30日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	—
計	—	60,000	—

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 60,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,901,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,702,000	180,702	同上
単元未満株式	普通株式 755,000	—	同上
発行済株式総数	244,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,702	—

- (注) 1. A種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が917株含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	2,901,000	—	2,901,000	1.18
計	—	2,901,000	—	2,901,000	1.18

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	85,270	105,250
商品有価証券	948	914
金銭の信託	2,633	2,354
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 607,984	※1, ※2, ※8, ※15 595,803
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,220,455	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,225,217
外国為替	※7 2,798	※7 1,693
その他資産	※8 20,811	※8 19,805
有形固定資産	※10, ※11 26,018	※10, ※11 25,811
無形固定資産	4,296	4,093
繰延税金資産	162	250
支払承諾見返	2,235	2,436
貸倒引当金	△10,765	△9,633
資産の部合計	1,962,848	1,973,998
負債の部		
預金	※8 1,776,456	※8 1,779,118
借入金	※8, ※12 28,048	※8, ※12 42,998
外国為替	2	13
社債	※13 4,800	※13 4,800
新株予約権付社債	※14 6,989	※14 6,989
その他負債	18,959	20,898
賞与引当金	798	788
役員賞与引当金	10	—
退職給付に係る負債	4,686	2,313
役員退職慰労引当金	28	21
睡眠預金払戻損失引当金	272	282
偶発損失引当金	344	353
繰延税金負債	1,843	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,907	※10 2,907
支払承諾	2,235	2,436
負債の部合計	1,848,382	1,863,922
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,694	32,681
利益剰余金	12,591	13,216
自己株式	△1,065	△1,046
株主資本合計	81,681	82,313
その他有価証券評価差額金	25,382	20,176
土地再評価差額金	※10 3,697	※10 3,722
退職給付に係る調整累計額	△184	△176
その他の包括利益累計額合計	28,895	23,722
新株予約権	79	106
非支配株主持分	3,809	3,933
純資産の部合計	114,466	110,076
負債及び純資産の部合計	1,962,848	1,973,998

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
経常収益	20,080	19,553
資金運用収益	13,383	12,847
(うち貸出金利息)	9,572	9,114
(うち有価証券利息配当金)	3,772	3,691
役務取引等収益	3,064	3,398
その他業務収益	786	412
その他経常収益	2,846	2,895
経常費用	16,045	16,414
資金調達費用	1,206	1,197
(うち預金利息)	1,057	1,052
役務取引等費用	1,020	1,050
その他業務費用	3	30
営業経費	11,336	10,793
その他経常費用	※1 2,479	※1 3,342
経常利益	4,035	3,138
特別損失	39	33
固定資産処分損	37	6
減損損失	※2 1	※2 26
税金等調整前中間純利益	3,996	3,104
法人税、住民税及び事業税	1,023	691
法人税等調整額	412	319
法人税等合計	1,436	1,011
中間純利益	2,560	2,093
非支配株主に帰属する中間純利益	154	140
親会社株主に帰属する中間純利益	2,405	1,953

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	2,560	2,093
その他の包括利益	3,954	△5,207
その他有価証券評価差額金	3,835	△5,215
繰延ヘッジ損益	△1	—
退職給付に係る調整額	120	8
中間包括利益	6,515	△3,113
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,366	△3,244
非支配株主に係る中間包括利益	148	130

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,728	10,263	△1,126	79,326
会計方針の変更による 累積的影響額			△510		△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	37,461	32,728	9,752	△1,126	78,815
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,312		△1,312
親会社株主に 帰属する中間純利益			2,405		2,405
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△19		36	17
土地再評価差額金の 取崩			0		0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	△19	1,094	34	1,109
当中間期末残高	37,461	32,708	10,847	△1,091	79,925

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	15,098	1	3,393	△452	18,041	58	3,201	100,628
会計方針の変更による 累積的影響額								△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,098	1	3,393	△452	18,041	58	3,201	100,117
当中間期変動額								
剰余金の配当								△1,312
親会社株主に 帰属する中間純利益								2,405
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								17
土地再評価差額金の 取崩								0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	3,841	△1	△0	120	3,959	24	373	4,358
当中間期変動額合計	3,841	△1	△0	120	3,959	24	373	5,467
当中間期末残高	18,940	—	3,392	△331	22,001	83	3,575	105,585

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,694	12,591	△1,065	81,681
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,303		△1,303
親会社株主に 帰属する中間純利益			1,953		1,953
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△12		21	8
土地再評価差額金の 取崩			△24		△24
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	△12	625	19	631
当中間期末残高	37,461	32,681	13,216	△1,046	82,313

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	25,382	—	3,697	△184	28,895	79	3,809	114,466
当中間期変動額								
剰余金の配当								△1,303
親会社株主に 帰属する中間純利益								1,953
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								8
土地再評価差額金の 取崩								△24
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△5,205	—	24	8	△5,172	26	124	△5,022
当中間期変動額合計	△5,205	—	24	8	△5,172	26	124	△4,390
当中間期末残高	20,176	—	3,722	△176	23,722	106	3,933	110,076

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,996	3,104
減価償却費	2,322	2,411
減損損失	1	26
貸倒引当金の増減(△)	△638	△1,131
賞与引当金の増減額(△は減少)	△37	△9
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△9	△10
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△169	△2,360
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△1	△6
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	17	10
偶発損失引当金の増減(△)	△23	9
資金運用収益	△13,383	△12,847
資金調達費用	1,206	1,197
有価証券関係損益(△)	△695	△460
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△144	278
為替差損益(△は益)	△1	0
固定資産処分損益(△は益)	37	6
貸出金の純増(△)減	△15,887	△4,762
預金の純増減(△)	23,924	2,662
商品有価証券の純増(△)減	46	33
コールローン等の純増(△)減	9,000	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	52	△337
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△919	15,949
その他資産の純増(△)減	△1,248	△507
その他負債の純増減(△)	△204	619
外国為替(資産)の純増(△)減	18	1,104
外国為替(負債)の純増減(△)	5	10
資金運用による収入	13,583	13,342
資金調達による支出	△1,341	△1,172
その他	32	35
小計	19,537	17,196
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△334	△616
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,203	16,579
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△110,935	△73,915
有価証券の売却による収入	61,654	31,321
有価証券の償還による収入	32,204	48,577
有形固定資産の取得による支出	△235	△401
無形固定資産の取得による支出	△209	△201
有形固定資産の除却による支出	△20	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,540	5,376

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△1,000
非支配株主からの払込みによる収入	9	—
配当金の支払額	△1,312	△1,303
非支配株主への配当金の支払額	△6	△6
自己株式の取得による支出	△1	△2
自己株式の売却による収入	5	—
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	72	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,233	△2,312
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	430	19,642
現金及び現金同等物の期首残高	81,707	84,381
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 82,138	※1 104,023

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

主要な会社名

三重リース株式会社

三重総合信用株式会社

(2) 非連結子会社 1社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,173百万円（前連結会計年度末は16,116百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（追加情報）

当行は、当中間連結会計期間末において、退職給付財政の健全化を図るため、現金2,000百万円を退職給付信託に拠出しました。これにより、退職給付に係る負債が2,000百万円減少しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
出資金	0百万円	12百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	20,067百万円	20,111百万円

※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	523百万円	455百万円
延滞債権額	23,198百万円	21,720百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	526百万円	508百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
貸出条件緩和債権額	732百万円	693百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	24,981百万円	23,378百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	9,526百万円	6,943百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	37,382百万円	51,730百万円
未経過リース料	45百万円	32百万円
計	37,427百万円	51,762百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,557百万円	7,158百万円
借用金	15,200百万円	31,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	29,277百万円	28,772百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	365百万円	345百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	587,622百万円	596,014百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	578,915百万円	586,782百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	7,696百万円	7,550百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
減価償却累計額	19,883百万円	20,225百万円

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付借入金	3,000百万円	2,000百万円

※13. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付社債	4,800百万円	4,800百万円

※14. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	5,717百万円	4,812百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
貸倒引当金繰入額	79百万円	607百万円
株式等償却	一百万円	46百万円

※ 2. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)			
当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。			
地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県外	営業店舗	土地	1百万円	三重県内	営業店舗	土地	26百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当中間連結会計期間は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,090	11	85	3,015	(注)
合計	3,090	11	85	3,015	

(注) 自己株式の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少85千株は、ストック・オプションの権利行使による減少54千株および連結子会社による売却による減少31千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			83	
合計			—			83	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日
	A種優先株式	408	6.80	平成26年3月31日	平成26年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	2,948	13	60	2,901	(注)
合計	2,948	13	60	2,901	

(注) 自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少60千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			106	
合計			—			106	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	A種優先株式	396	6.60	平成27年3月31日	平成27年6月25日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金預け金勘定	83,291百万円	105,250百万円
定期預け金	△5百万円	△5百万円
その他の預け金	△1,147百万円	△1,221百万円
現金及び現金同等物	82,138百万円	104,023百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

(イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
リース料債権部分の金額	10,930	11,317
見積残存価額部分の金額	1,149	1,251
受取利息相当額	△1,382	△1,413
期末リース投資資産	10,697	11,155

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年以内	3,196	3,305
1年超2年以内	2,607	2,727
2年超3年以内	2,032	2,137
3年超4年以内	1,421	1,470
4年超5年以内	784	838
5年超	887	838

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	85,270	85,270	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	948	948	—
(3) 有価証券 その他有価証券	606,243	606,243	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(※1)	1,220,455 △9,318		
	1,211,136	1,211,214	77
資産計	1,903,599	1,903,676	77
(1) 預金	1,776,456	1,778,112	1,655
(2) 借入金	28,048	28,007	△40
負債計	1,804,505	1,806,119	1,614
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	1,136	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△14	—
デリバティブ取引計	—	1,121	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	105,250	105,250	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	914	914	—
(3) 有価証券 その他有価証券	593,881	593,881	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,225,217 △8,206		
	1,217,011	1,218,754	1,742
資産計	1,917,059	1,918,802	1,742
(1) 預金	1,779,118	1,780,516	1,398
(2) 借入金	42,998	42,933	△65
負債計	1,822,117	1,823,450	1,332
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	460	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△11	—
デリバティブ取引計	—	449	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1)預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間(1年超)で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
①非上場株式（※1）（※2）	1,738	1,919
②非上場外国証券（※1）	1	1
合 計	1,740	1,921

(※1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度および当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はございません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	31,617	16,732	14,885
	債券	391,373	384,048	7,325
	国債	216,475	213,305	3,169
	地方債	63,784	61,814	1,969
	社債	111,114	108,928	2,185
	その他	127,039	115,419	11,620
	小計	550,031	516,199	33,831
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	1,273	1,434	△160
	債券	33,645	33,848	△203
	国債	19,379	19,553	△173
	地方債	111	111	—
	社債	14,154	14,184	△29
	その他	21,293	21,388	△95
	小計	56,212	56,671	△459
合計		606,243	572,871	33,372

当中間連結会計期間（平成27年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	29,428	16,224	13,203
	債券	387,702	380,623	7,078
	国債	210,446	207,181	3,264
	地方債	68,918	67,050	1,867
	社債	108,337	106,391	1,946
	その他	98,509	90,589	7,919
	小計	515,640	487,437	28,202
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,538	1,783	△245
	債券	30,202	30,290	△88
	国債	16,305	16,365	△59
	地方債	104	104	△0
	社債	13,791	13,821	△29
	その他	46,501	48,466	△1,965
	小計	78,241	80,541	△2,299
合計		593,881	567,978	25,903

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はございません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、46百万円(うち、株式26百万円、その他19百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33,372
その他有価証券	33,372
(△)繰延税金負債	7,945
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	25,427
(△)非支配株主持分相当額	44
その他有価証券評価差額金	25,382

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	25,903
その他有価証券	25,903
(△)繰延税金負債	5,691
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,211
(△)非支配株主持分相当額	34
その他有価証券評価差額金	20,176

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	56,751	—	1,246	1,246
	売建	56,574	—	1,245	1,245
	買建	176	—	1	1
	通貨オプション	8,502	—	△109	△109
	売建	4,251	—	△87	△87
	買建	4,251	—	△22	△22
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	———	———	1,136	1,136

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	49,339	—	423	423
	売建	49,201	—	422	422
	買建	137	—	0	0
	通貨オプション	6,789	—	37	37
	売建	3,394	—	31	31
	買建	3,394	—	5	5
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	— — —	— — —	460	460

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		2,440	1,871	△14
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	2,240	1,681	△13
	受取変動・支払固定	借入金	200	190	△1
	合計	—	—	—	△14

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		1,590	1,587	△11
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	1,420	1,417	△10
	受取変動・支払固定	借入金	170	170	△1
	合計	—	—	—	△11

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業経費	32百万円	35百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 (社外取締役を除く) 9名、執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 202,000株
付与日	平成26年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年8月9日～平成56年8月8日
権利行使価格 (注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	159円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 (監査等委員である取締役を除く) 9名、執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 187,700株
付与日	平成27年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月11日～平成57年8月10日
権利行使価格 (注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	189円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	17,383	2,300	19,684	396	20,080
セグメント間の内部経常収益	166	362	528	425	953
計	17,549	2,663	20,212	821	21,034
セグメント利益	3,908	179	4,087	76	4,164
セグメント資産	1,936,655	15,448	1,952,104	7,013	1,959,117
その他の項目					
減価償却費	697	1,622	2,320	1	2,322
資金運用収益	13,449	9	13,458	66	13,525
資金調達費用	1,161	69	1,231	8	1,239
貸倒引当金繰入額	161	△37	123	△47	76
株式等償却	—	—	—	—	—
特別損失	68	—	68	0	68
(固定資産処分損)	67	—	67	0	67
(減損損失)	1	—	1	—	1
税金費用	1,360	63	1,424	9	1,433
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	478	1,621	2,099	1	2,101

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	16,777	2,390	19,168	384	19,553
セグメント間の内部経常収益	61	334	395	411	807
計	16,839	2,724	19,564	796	20,360
セグメント利益	2,839	140	2,979	163	3,143
セグメント資産	1,962,421	16,114	1,978,535	7,313	1,985,849
その他の項目					
減価償却費	710	1,697	2,408	2	2,411
資金運用収益	12,822	9	12,832	51	12,883
資金調達費用	1,153	66	1,220	6	1,226
貸倒引当金繰入額	594	△4	590	18	608
株式等償却	46	—	46	—	46
特別損失	33	—	33	—	33
(固定資産処分損)	6	—	6	—	6
(減損損失)	26	—	26	—	26
税金費用	881	49	931	79	1,010
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	479	2,108	2,588	0	2,588

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	20,212	19,564
「その他」の区分の経常収益	821	796
セグメント間取引消去	△953	△807
中間連結損益計算書の経常収益	20,080	19,553

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	4,087	2,979
「その他」の区分の利益	76	163
セグメント間取引消去	△129	△5
中間連結損益計算書の経常利益	4,035	3,138

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,952,104	1,978,535
「その他」の区分の資産	7,013	7,313
セグメント間取引消去	△12,191	△11,850
中間連結貸借対照表の資産合計	1,946,925	1,973,998

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	2,320	2,408	1	2	—	—	2,322	2,411
資金運用収益	13,458	12,832	66	51	△142	△36	13,383	12,847
資金調達費用	1,231	1,220	8	6	△33	△29	1,206	1,197
貸倒引当金繰入額	123	590	△47	18	3	△0	79	607
株式等償却	—	46	—	—	—	—	—	46
特別損失	68	33	0	—	△29	—	39	33
(固定資産処分損)	67	6	0	—	△29	—	37	6
(減損損失)	1	26	—	—	—	—	1	26
税金費用	1,424	931	9	79	2	0	1,436	1,011
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,099	2,588	1	0	—	—	2,101	2,588

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,572	4,686	2,300	3,520	20,080

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,114	4,355	2,390	3,692	19,553

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	1	—	1	—	1

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	26	—	26	—	26

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	441円98銭	419円3銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	114,466	110,076
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	34,285	34,039
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	396	—
うち新株予約権	百万円	79	106
うち非支配株主持分	百万円	3,809	3,933
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	80,181	76,036
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	181,409	181,456

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.26	10.76
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,405	1,953
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,405	1,953
普通株式の期中平均株式数	千株	181,311	181,441
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	6.21	5.28
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	205,534	188,327
うち優先株式	千株	171,102	153,838
うち新株予約権	千株	451	561
うち新株予約権付社債	千株	33,980	33,927
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	85,243	105,236
商品有価証券	948	914
金銭の信託	2,633	2,354
有価証券	※1,※2,※8,※13 607,625	※1,※2,※8,※13 595,454
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,223,513	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,228,634
外国為替	※7 2,798	※7 1,693
その他資産	6,077	4,447
その他の資産	※8 6,077	※8 4,447
有形固定資産	25,471	25,234
無形固定資産	4,256	4,060
繰延税金資産	—	21
支払承諾見返	2,233	2,435
貸倒引当金	△9,191	△8,067
資産の部合計	1,951,610	1,962,421
負債の部		
預金	※8 1,781,918	※8 1,784,560
借入金	※8,※10 18,248	※8,※10 33,287
外国為替	2	13
社債	※11 4,800	※11 4,800
新株予約権付社債	※12 6,989	※12 6,989
その他負債	16,173	17,909
未払法人税等	750	715
リース債務	1,372	1,197
資産除去債務	161	163
その他の負債	13,889	15,832
賞与引当金	744	735
退職給付引当金	4,359	1,998
睡眠預金払戻損失引当金	272	282
偶発損失引当金	344	353
繰延税金負債	1,917	—
再評価に係る繰延税金負債	2,907	2,907
支払承諾	2,233	2,435
負債の部合計	1,840,911	1,856,272

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,724	32,711
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,724	17,711
利益剰余金	12,423	13,019
利益準備金	1,327	1,588
その他利益剰余金	11,095	11,430
繰越利益剰余金	11,095	11,430
自己株式	△1,065	△1,046
株主資本合計	81,543	82,145
その他有価証券評価差額金	25,378	20,173
土地再評価差額金	3,697	3,722
評価・換算差額等合計	29,075	23,896
新株予約権	79	106
純資産の部合計	110,698	106,148
負債及び純資産の部合計	1,951,610	1,962,421

(2)【中間損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
経常収益	17,549	16,839
資金運用収益	13,449	12,822
(うち貸出金利息)	9,549	9,100
(うち有価証券利息配当金)	3,861	3,680
役務取引等収益	2,752	3,081
その他業務収益	786	412
その他経常収益	560	522
経常費用	13,641	13,999
資金調達費用	1,161	1,153
(うち預金利息)	1,058	1,053
役務取引等費用	1,009	1,027
その他業務費用	3	30
営業経費	※1 11,063	※1 10,603
その他経常費用	※2 403	※2 1,183
経常利益	3,908	2,839
特別損失	68	33
税引前中間純利益	3,839	2,805
法人税、住民税及び事業税	959	565
法人税等調整額	401	316
法人税等合計	1,360	881
中間純利益	2,479	1,924

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,750	32,750	1,065	8,984	10,049	△1,109	79,151
会計方針の変更による 累積的影響額						△510	△510		△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	37,461	15,000	17,750	32,750	1,065	8,473	9,538	△1,109	78,640
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,314	△1,314		△1,314
中間純利益						2,479	2,479		2,479
利益準備金の積立					262	△262	—		—
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			△12	△12				19	7
土地再評価差額金の 取崩						0	0		0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	△12	△12	262	902	1,165	17	1,171
当中間期末残高	37,461	15,000	17,738	32,738	1,327	9,376	10,703	△1,091	79,812

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,094	1	3,393	18,489	58	97,700
会計方針の変更による 累積的影響額						△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,094	1	3,393	18,489	58	97,189
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,314
中間純利益						2,479
利益準備金の積立						—
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						7
土地再評価差額金の 取崩						0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	3,841	△1	△0	3,839	24	3,864
当中間期変動額合計	3,841	△1	△0	3,839	24	5,035
当中間期末残高	18,936	—	3,392	22,329	83	102,224

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,724	32,724	1,327	11,095	12,423	△1,065	81,543
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,303	△1,303		△1,303
中間純利益						1,924	1,924		1,924
利益準備金の積立					260	△260	—		—
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分			△12	△12				21	8
土地再評価差額金の取崩						△24	△24		△24
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	△12	△12	260	335	596	19	602
当中間期末残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	11,430	13,019	△1,046	82,145

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	25,378	—	3,697	29,075	79	110,698
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,303
中間純利益						1,924
利益準備金の積立						—
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						8
土地再評価差額金の取崩						△24
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,204	—	24	△5,179	26	△5,153
当中間期変動額合計	△5,204	—	24	△5,179	26	△4,550
当中間期末残高	20,173	—	3,722	23,896	106	106,148

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,173百万円(前事業年度末は16,116百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(追加情報)

当中間会計期間末において、退職給付財政の健全化を図るため、現金2,000百万円を退職給付信託に拠出しました。これにより、退職給付引当金が2,000百万円減少しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響額はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
株式	83百万円	83百万円
出資金	0百万円	12百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	20,067百万円	20,111百万円

※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	523百万円	455百万円
延滞債権額	22,598百万円	21,133百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	522百万円	505百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
貸出条件緩和債権額	729百万円	691百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	24,374百万円	22,785百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	9,526百万円	6,943百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	37,382百万円	51,730百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,557百万円	7,158百万円
借入金	15,200百万円	31,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	29,277百万円	28,772百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	354百万円	334百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	584,915百万円	593,409百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	576,207百万円	584,177百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付借入金	3,000百万円	2,000百万円

※11. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付社債	4,800百万円	4,800百万円

※12. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
無担保転換社債型新株予約権付 社債（劣後特約付）	6,989百万円	6,989百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	5,717百万円	4,812百万円

（中間損益計算書関係）

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	614百万円	573百万円
無形固定資産	382百万円	396百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
貸倒引当金繰入額	161百万円	594百万円
株式等償却	一百万円	46百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
子会社株式	83	83
合計	83	83

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 智 章 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 智 章 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。